

中央区が発注する契約に係る労働環境の確認に関する実施要綱

平成27年3月31日

26中総経第 291号

(趣旨)

第1条 この要綱は、中央区（以下「区」という。）が発注する契約に係る適正な履行の確保及び労働環境の整備に配慮した調達の推進を図るため、契約の相手方に対する労働環境の確認について必要な事項を定めるものとする。

(労働環境の確認を行う契約)

第2条 労働環境の確認を行う契約は、総務部経理課において締結処理をする契約のうち、次に掲げるものとする。ただし、区長が契約の内容、相手方等により労働環境の確認を行う必要がないと認めるときは、この限りでない。

(1) 予定価格が2,000万円以上の工事請負契約

(2) 予定価格が2,000万円以上の委託契約

(労働環境の基準)

第3条 この要綱に基づく労働環境の確認は、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）その他関係法令を基準とする。

(労働環境の確認方法)

第4条 区長は、労働環境の確認のため、第2条各号に掲げる契約の締結後、当該契約の相手方に対し、別記第1号様式によるチェックシート（以下「チェックシート」という。）を速やかに提出するよう求めるものとする。

2 区長は、チェックシートの提出があったときは、その内容を確認し、契約書とともに保存するものとする。

3 区長は、チェックシートの内容について、契約の相手方に対し説明を求めることができる。

(改善の勧告及び報告)

第5条 区長は、前条第2項の規定による確認の結果、労働環境が不適切であると認められるときは、別記第2号様式による改善勧告書により、契約の相手方に対し労働環境の改善を求めることができる。

2 区長は、前項の改善を求めた契約の相手方に対し、当該改善の内容を記載した報告書（以下「報告書」という。）を作成させ、必要と認める関係書類を添えて提出させるものとする。

3 区長は、必要があると認めるときは、契約の相手方に対し前項の報告の内容について説明を求めることができる。

(不適切な労働環境に対する措置)

第6条 区長は、契約の相手方が次のいずれかに該当するときは、契約条項に基づく契約の解除、中央区競争入札参加有資格者指名停止措置要綱（平成9年3月31日8中総経第299号）の

規定に基づく指名停止措置及び関係機関への通報を行うものとする。

- (1) チェックシートに虚偽の記載があったとき。
- (2) 報告書の内容に沿った改善がなされていないとき。
- (3) 報告書に虚偽の記載があったとき。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、労働環境の確認に関し必要な事項は、総務部長が定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行し、平成27年7月1日以後に締結する契約から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年1月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の中央区が発注する契約に係る労働環境の確認に関する実施要綱の規定により作成した様式で、現に残存するものは、所要の修正を加え、当分の間、なお、使用することができる。